

令和7年1月から 手数料の納付方法 が変わります

※これまで手数料の納付に使用していた収入証紙は廃止になります※
スケジュールは以下のとおりです。

○収入証紙の販売：令和6年12月末まで

※年末のため各売りさばき所の最終営業日は、直接購入予定先へご確認ください。

○購入済証紙の使用：令和7年3月末まで

※証紙と他の納付方法とを併用しての納付はできません。購入済証紙の額面金額が納付する手数料に満たない場合は返還手続きにより還付を受けてください。

○未使用証紙の還付：令和11年12月末まで

※証紙の未使用分の還付を受けるには別途手続きが必要です。

詳しくは長崎県会計課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/699129.html>



県の収入証紙は、「長崎県」の記載があります。
国の収入印紙とは別のものです。ご注意ください。



証紙廃止後の利用可能な決済手段

①現金

現金でお支払いの際は、お釣りのないようご準備ください。



②キャッシュレス決済



クレジットカード：JCB、VISA、mastercard

Diners Club、AMERICAN EXPRESS

電子マネー：交通系IC、nanaco、WAON、楽天Edy

コード決済：PayPay、d払い、auPay、楽天Pay

※購入済の証紙は令和7年3月末までご利用いただけます。



長崎県工業技術センター

〒856-0026 大村市池田2丁目1303-8
TEL 0957-52-1133 FAX 0957-52-1136